

はじめに

我が国における原子力の研究、開発及び利用に係る活動は、原子力基本法の定めるところに従い、平和の目的に限り、安全の確保を旨とすることを基本方針とし、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的に、原子力委員会が定めた原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「原子力長期計画」という。）に則って進められてきました。

原子力基本法の下におけるこの活動は、平成 17 年には 50 年目を迎えました。そこでは、研究用原子炉、加速器等の放射線発生・利用施設が学術研究や医療、農業、工業等の産業分野で多様に活用されていますし、54 基の原子力発電設備が我が国の総発電電力量の約 1／3 を供給し、わが国のエネルギー自給率を 12%押し上げ、有力な地球温暖化対策の一つとして貢献しています。原子力発電に係るウラン濃縮、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分等の核燃料サイクルに係る事業もトラブルを経験しながらも着実に前進していますし、高速増殖炉を含む次世代原子力発電技術の実用化に向けての研究開発や、新しい放射線発生装置とその利用技術、核融合エネルギー技術の研究開発も進められています。

この状態に至るまでの半世紀にわたる道のりは平坦ではありませんでした。まず、科学技術政策や産業政策、エネルギー政策等を通じて原子力長期計画の推進に必要な人材養成組織、研究開発組織、安全規制行政組織等の基盤を整備・充実することが必要でした。また、エネルギー源の多様化を目指す民間事業者の原子力発電の事業展開に向けての努力、原子力関係施設の立地を巡る地域社会における意見の衝突を克服する地方自治体のご苦勞や原子力技術のあり方を巡る国際社会との調整という外交努力も必要でした。この間、放射線事故や施設の破損事故で作業者が命を落とすという、繰り返してはならない悲しい事態の発生も経験し、その再発防止に向けて、安全規制基準や規制活動の改良・改善も行ってきました。その一方で、施設の安全性に係る行政の判断を不服とする訴訟も提起され続けています。

原子力委員会は、2004 年に至り、2000 年に策定した原子力長期計画が前提とした原子力をめぐる内外情勢の展望に対する認識を見直し、この計画に則った政策の推進実績を評価し、国民の皆様から寄せられた多数のご意見を踏まえつつ今後の取組のあり方を検討することとし、一年有余の審議を経て昨年 10 月、原子力政策大綱を策定しました。これまで原子力政策は原子力長期計画を踏まえて関係府省による具体的な施策が企画・推進されてきましたが、その内容はこの計画策定後の政策推進を巡る国民の皆様との対話や内外情勢を踏まえて変化してきています。この原子力政策大綱は、このように変化しつつある原子力政策の現状を今後の国内外の情勢に対する冷静な展望を踏まえつつ横断的に評価して、その今後の方向性に関する基本方針をとりまとめているものです。したがって、原子力政策の

新しい始まりを提示しているというより、変化しつつある政策の今後の方向性に関する認識の集大成です。

原子力政策大綱は、政策の企画・推進における共通理念として、1) あらゆる取組において、安全確保活動をリスク管理活動の一環として取り込んでいくこと、2) 原子力政策を他分野の政策から孤立させず、多面的な総合的な取組として企画・推進することにより原子力のための政策から原子力による政策としていくこと、3) 課題中心ではなく使命中心の視点に立ち、既存資源を最大限に活用する短期的取組のみならず、次期に備える中期的取組、将来の可能性を探索する長期的取組を組み合わせで推進していくこと、4) あらゆる取組において国際社会との連携・協力の可能性を探り、相互に利益が得られるパートナーシップの実現を図っていくこと、5) 政策の企画から推進に至る各段階で国民の意見を聴いて評価し、改良・改善を図り、その経過と結果を国民に説明していくことを掲げていますが、これもこれまでの取組の経験と反省を踏まえて、今後の政策の企画・推進において重視すべき取組のあり方を示しているものです。

そこで、この白書は、第1章において原子力政策大綱の枠組みに則って、我が国の原子力研究、開発及び利用がこれまでの蓄積を踏まえつつ、しかし新しい時代に向けて変化しつつある姿を示した上で、第2章にこの1年間の国内外の原子力の研究、開発及び利用の進捗状況について示しています。本書が、国民の皆様が原子力に関する活動を身近に感じ、理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成 18 年 3 月

原子力委員会委員長 近藤 駿介